

《 府中町内で転居された人へ 》

●転居届を提出してください

住民票の住所を移すには、引っ越しした後、転居届を提出してください。

転居届の提出

- 転居の手続きは、府中町役場2階住民課（電話 082-286-3151）、マイ・フローラ南交流センター（鹿籠一丁目21番3号、電話 082-286-3251）で受け付けをしています。
- 予定の日付（未来日）で転居の手続きをすることはできません。
- 新しい住所に住み始めた日から14日後までに転居届を提出してください。

【転居届に必要なもの】

- ・ 窓口に来る人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ マイナンバーカードとカードの暗証番号（同時に転居する人でカードをお持ちの人全員分が必要です）
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書（同時に転居する外国籍の人全員分が必要です）
- ・ 委任状（本人または同じ世帯の人以外が手続きをするとき必要です）
- ・ 転居届の提出時に、あわせて印鑑登録や電子証明書の発行など他の手続きをする場合は、下記及び別紙に記載の「転居に伴う手続き」や「転居の際に必要な手続き等」をご覧ください。

※ 転居届は、本人または同じ世帯の人が提出してください。

転居の手続きを本人または同じ世帯の人ではなく代理人に頼む場合は、委任状が必要です。

※ 子どもの予防的支援事業（児童の健全な育成及び予防的支援の取り組み）を行うために子育て支援課に個人情報を提供しますが、目的外には利用しません。

転居に伴う手続き

転居の際に役場2階住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等には、次のようなものがあります。

●マイナンバーカード（個人番号カード）の記載を変更します

引っ越し後の内容をカードに記載します。転居届を提出するときに、同時に引っ越しする人全員分（お持ちの人のみ）のカードを一緒にお持ちください。

【必要なもの】 ・ マイナンバーカード

- ・ カードの暗証番号（数字4桁）
- ・ 代理人の顔写真付き本人確認書類（新しい住所で同じ世帯になる人に手続きを委任する場合）

※ 本人による手続き、または新しい住所で同じ世帯になる人が手続きをする場合（本人の正しい暗証番号がわかるときに限る）のみ、当日中に手続きが完了します。

●コンビニ交付の利用は

コンビニ交付は、転居の手続きをした日の翌日、午前9時以降から利用できます。

ただし、戸籍の附票については、転居届の提出日の1週間程度後からコンビニ交付の利用が可能になります。

※ 転居届と一緒に婚姻届や転籍届等の戸籍の届け出をしたときは、提出日から1週間程度、コンビニ交付を利用できない場合があるため、詳しくは住民課にお問い合わせください。

●印鑑登録をしている人は

印鑑登録証明書の住所は、転居届を提出すると新しい住所に切り替わるので、お持ちの印鑑登録証をそのまま使えます。

●電子証明書の発行申請をする人は

以前の署名用電子証明書は失効します。電子申請（ふるさと納税、e-Tax等）で署名用電子証明書が必要な人は、新たに発行を申請をしてください。

【申請者】原則、電子証明書記載の本人となります。ただし、新しい住所で同じ世帯になる人の電子証明書については、転居届と同時に下記の必要書類等を持参している場合に限り代理で申請することができます。

- 【必要なもの】
- ・マイナンバーカード
 - ・マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)
 - ・署名用電子証明書の暗証番号(6桁以上16桁未満の英数字)
 - ・本人が署名または記名押印した委任状と正しい暗証番号を記載し封筒に入れ封をした書類(新しい住所で同じ世帯になる人に転居届と同時に発行手続きを委任する場合)
 - ・代理人の顔写真付き本人確認書類(新しい住所で同じ世帯になる人に転居届と同時に発行手続きを委任する場合)

利用者証明用電子証明書はそのまま使えます。

【住民課またはマイ・フローラ南交流センターで必要となる手続き等のお問い合わせ先】

府中町 町民生活部 住民課 電話(082)286-3151

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251

〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

その他、転居の際に必要な手続き等には別紙一覧のようなものがあります。

転居届を役場2階住民課に提出したときは、一覧の「役場窓口」で手続きをしてください。

また、マイ・フローラ南交流センターでは次の手続きが可能です。転居届をマイ・フローラ南交流センターに提出するときは、一覧の該当の「役場窓口」部分を「マイ・フローラ南交流センター」に読み替えてください。

【マイ・フローラ南交流センターで手続きができるもの】

- ・重度心身障害者医療、子ども医療、ひとり親家庭等医療受給者証の住所変更
- ・身体障害者手帳の住所変更届
- ・原爆被爆者健康手帳の住所変更届
- ・上下水道料金の助成、減免変更

【マイ・フローラ南交流センターで手続きできる申請のお問い合わせ先】

マイ・フローラ南交流センター 電話(082)286-3251

〒735-0025 広島県安芸郡府中町鹿籠一丁目21番3号

※ 府中南交流センターにマイ・フローラ南交流センターの愛称がつけました。

府中町ホームページ「町内での転居に伴う手続き」▶



次のページへ続きます

転居の際に必要な手続き等



R8.4.1現在

(詳しくはそれぞれの担当課・係・担当へお問い合わせください。)
府中町ホームページ「町内での転居に伴う手続き」▶

☑欄	各種制度等	手続方法等	担当課・係	役場窓口
<input type="checkbox"/>	国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金を受給している人	●年金事務所へ「年金受給権者住所変更届」の提出が必要な場合があります。年金事務所へお問い合わせください。	保険年金課 年金福祉医療係 (286-3154)	2階 ⑩番
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の資格確認書をお持ちの人	●転居届の提出により10日前後で新しい住所に変更した後期高齢者医療資格確認書を郵送するので、保険年金課での手続きは必要ありません。		
<input type="checkbox"/>	府中町の国民健康保険に加入している人	●転居届の提出により新しい住所に変更した資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送するので、保険年金課での手続きは必要ありません。 ※当日、窓口での受け取りを希望する場合は、同じ世帯の人が顔写真付きの公的機関発行の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)をお持ちになり、保険年金課にお問い合わせください。	保険年金課 国民健康保険係 (286-3236)	2階 ⑨番
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	●転居届を提出した後、福祉課で手帳の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 手帳、個人番号確認書類、本人確認書類	福祉課 障害者福祉係 (286-3161)	2階 ⑥番
<input type="checkbox"/>	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)受給者証をお持ちの人	●転居届を提出した後、福祉課で受給者証の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 自立支援医療受給者証、個人番号確認書類、本人確認書類		
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当を受給している人	●転居届を提出した後、福祉課で手当の住所変更の手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療、重度精神障害者医療の受給者証をお持ちの人	●転居届を提出した後、福祉課で受給者証の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 受給者証		
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用している人	●転居届を提出した後、福祉課にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	原爆被爆者健康手帳をお持ちの人について	●転居届を提出した後、福祉課で手帳の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 手帳、健康管理手当等の手当の証書		
<input type="checkbox"/>	介護保険証等をお持ちの人	●転居届の提出により新しい住所に変更した被保険者証を郵送するので、高齢介護課での手続きは必要ありません。	高齢介護課 介護保険係 (286-3235)	2階 ⑫番
<input type="checkbox"/>	高齢者在宅福祉サービスを利用している人	●高齢者在宅福祉サービスを利用している人は、転居届を提出した後、高齢介護課で住所変更の手続きをしてください。 ●高齢者在宅福祉サービスを新たに利用しようとする場合等、高齢者福祉について相談がある人は、高齢介護課にお問い合わせください。 (高齢者在宅福祉サービス=緊急通報システム・認知症予防オレンジサロン等)	高齢介護課 高齢者福祉係 (286-3256)	2階 ⑪番
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車、小型特殊自動車をお持ちの人	●転居届の提出により新しい住所に変更されるので、税務課での手続きは必要ありません。 ※軽自動車、二輪の小型自動車等は、裏面その他の軽自動車協会等へお問い合わせください。	税務課 収納係 (286-3142)	4階 ①番

裏面へ続きます

☑欄	各種制度等	手続方法等	担当課・係	役場窓口
<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金について	●府中町に下水道事業受益者負担金を分割納付中の人または徴収猶予を受けている人は、下水道課で手続きをしてください。	下水道課 業務係 (286-3189)	1階 ①番
<input type="checkbox"/>	井戸水等について	●井戸水等(水道水以外の水)を使用していた場合は、転居届を提出した後、下水道課で廃止等の手続きをしてください。 ●新住所で新たに井戸水等(水道水以外の水)を使用する場合は、上水道とは別に手続きが必要です。下水道課で手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	浄化槽について	●浄化槽設置管理者である場合は、転居届を提出した後、下水道課で手続きをしてください。(浄化槽管理者は、各家庭では通常その世帯主になります)		
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている人	●転居届を提出した後、引っ越した日から30日以内に環境課で犬の登録事項の変更届を提出してください。	環境課 環境衛生係 (286-3242)	1階 ⑫番
<input type="checkbox"/>	し尿について	●新住所のくみとり担当区域がどこになるかについては、安芸地区衛生施設管理組合業務課082-885-2534へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	上下水道料金の助成・減免を受けている人	●転居届を提出した後、環境課で住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 新しい水道番号のわかるもの(領収書、ご使用水量のお知らせ等)		
<input type="checkbox"/>	認可保育所・認定こども園の手続きについて	●転居届を提出した後、子育て支援課で住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 支給認定証	子育て支援課 保育係 (286-3168)	2階 ⑤番
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している人	●手当の住所変更の手続きが必要な場合があります。子育て支援課にお問い合わせください。	子育て支援課 こども家庭係 (286-3163)	2階 ④番
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の認定を受けている人	●転居届を提出した後、子育て支援課で住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの]児童扶養手当証書(手当を受給している人のみ)※その他、状況に応じて必要な書類の提出をお願いすることがあります。		
<input type="checkbox"/>	子ども医療、ひとり親家庭等医療の受給者証をお持ちの人	●転居届を提出した後、子育て支援課で受給者証の住所変更の手続きをしてください。 [必要なもの] 受給者証		
<input type="checkbox"/>	小・中学生の学校の手続きについて	●同じ学校の通学区域内で転居する場合は、転居届を提出した後、学校へ通学路の変更届を提出してください。	各小・中学校	
		●通学区域が変わる転居の場合は、転居届を提出した後、学校教育課で転校(または指定学校の変更)の手続きをしてください。 [必要なもの] 申出書の写し(転居届を提出した後にお渡します)	くすのきプラザ内 教育委員会 学校教育課 児童生徒係 (286-3271) 本町一丁目10番16号	
<input type="checkbox"/>	家庭ごみについて	●ごみに関するさまざまな情報を身近なスマートフォンで確認できる「ふちゅうポータル(府中町ごみ分別アプリ)」を配布しています。 ●新住所の収集日等を確認してください。(収集日の掲載された「家庭ごみの正しい出し方」は、環境センター・環境課・住民課・府中北交流センター・マイ・フローラ南交流センター・府中公民館・府中南公民館・福寿館・つばき館・くすのきプラザ・各地区センターにあります) ※府中町ホームページにも掲載しています。 ●ごみを出す場所(ごみステーション)の位置については、近所の人にお尋ねください。	環境センター (286-3266) 八幡四丁目1番1号	

その他

種 類	お 問 い 合 わ せ 先
上 水 道	広島市水道局引越お客さま受付センター(082-511-5959)

引越の際には、電気やガス、電話、テレビ等の手続も必要になります。各事業者に個別にお問い合わせください。